

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱

第1 目的

この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る測量等業務（以下「建設工事等」という。）を指名競争入札に付する場合の業者（以下「指名業者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

- 1 建設工事等は工事等の種別（以下「工種」という。）ごとに発注し、その指名業者は、当該工種について建設工事等に係る入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）の中から選定するものとする。
- 2 指名業者は、市内に本店を有する有資格者（以下「市内業者」という。）を優先して選定するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 適切に施工することができる市内業者がない、又は少数の場合
 - (2) 高い競争性を確保する必要がある場合
 - (3) その他特別の理由がある場合

第3 選定基準

1 格付工種

米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（平成18年3月31日施行。以下「格付要領」という。）第2条各号に掲げる工種（以下「格付工種」という。）の建設工事に係る指名業者を選定する場合は、別表1に定める等級区分別に発注の標準とする金額（以下「発注標準額」という。）に従い、当該工事の発注予定金額に応じ、これに対応する等級区分に属する有資格者の中から第6に定める基準により選定する。

ただし、等級区分別にそれぞれ別表2に示す金額を限度として、直近の上位の等級に属する有資格者（以下「上位業者」という。）及び直近の下位の等級に属する有資格者（以下「下位業者」という。）の中から選定することができるものとする。この場合において、上位業者又は下位業者の数は、指名しようとする有資格者の数の5割を超えることはできない。（当該等級区分に属する有資格者の数が指名しようとする数に満たない場合を除く。）

2 格付外工種

格付工種以外の工種（以下「格付外工種」という。）に係る建設工事の指名

業者を選定する場合は、発注する工種に従い、第6に定める基準により有資格者の中から選定する。

3 選定の特例

次の各号のいずれかに該当する工事については、前2項に定める基準によらないことができる。この場合において建設業者等指名審査委員会（第8-1の建設業者等指名審査委員会をいう。第7-2(4)において同じ。）の承認を得なければならない。

- (1) 特に緊急を要する工事
- (2) 特別の技術を必要とする工事
- (3) 特別の機械を必要とする工事
- (4) その他特別の理由のある工事

4 測量等業務への準用

工事に係る測量等業務の指名業者を選定する場合は、発注する工種に従い、建設工事に準じ、有資格者の中から選定する。

第4 工事希望型指名競争入札に係る取扱

工事希望型指名競争入札により入札を行う場合は、前各項にかかわらず次に掲げる方法により発注区分を設定し、米子市工事希望型指名競争入札実施要領（平成17年3月31日施行）に基づき実施するものとする。

- (1) 格付工種の発注区分は、別表1に基づき定めるものとする。ただし、入札参加対象者数が別表3に定める指名業者数に満たないときは、当該等級区分の他に直近上位又は下位の等級区分を発注区分とするものとする。
- (2) 格付工種以外の発注区分は、発注する工種に従い定めるものとする。ただし、入札参加対象者数が別表3に定める指名業者数に満たないときは、市内業者以外の者を含めた発注区分とすることができる。

第5 指名業者の推薦等

1 推薦等の手続

- (1) 事業主管課長又は依頼工事における受託課長（以下「内申者」という。）は、建設工事等請負業者審査票（以下「審査票」という。）により指名業者の推薦を総務部契約検査課長に行うものとする。ただし、米子市工事希望型指名競争入札実施要領に基づき入札を行う場合には、内申者は、発注区分を起工稟議書に記載し、総務部契約検査課長合議を受けるものとする。
- (2) 推薦する業者の数は、別表3に定める指名業者数を下回らないものとする。ただし、特殊な工事等でこれにより難しい場合は、この限りでない。

2 推薦に当たっての留意事項

(1) 内申者は、指名業者を推薦するに当たっては、業者ごとに当該工事について、次に掲げる事項に留意し、総合的に判断するものとする。

ア 技術者の状況

イ 手持ち工事の状況

(2) 工事の進捗率の遅れている者、又は経営内容及び労働福祉の状況が著しく不健全である者その他市と契約を締結する相手方としてふさわしくないと認められる者については、推薦を差し控えるものとする。

第6 審査項目の採点基準

1 指名業者の選定は、次に掲げる項目ごとに別記「審査項目の採点基準」に基づき、審査票に記載して行うものとし、合計点数の上位の者から選定するものとする。

(1) 工事成績

(2) 指名件数

(3) 受注量

(4) 適性

2 指名業者の数は、別表3に定める数以上とする。

第7 不指名等

1 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）第3条第1項の規定による指名停止を受けている者は、指名業者に選定しない。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、指名業者に選定しないことができる。

(1) 市が発注した工事（そのかし修補等のための工事を含む。）の施行が著しく遅れている者

(2) 経営内容が著しく不健全であるか、又はそのおそれがあると認められる者で次に掲げるもの

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始がされた者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は
6か月以内に小切手の不渡り処分を受けた者

(3) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、建設業者等指名審査委員会において公共工事
の受注者としてふさわしくない状況にある者と認められたもの

3 次の各号のいずれかに該当する者については、指名しないものとし、その
期間は、当該指名しない旨を通知した日から3か月間とする。

(1) 過去2年間に、米子市建設工事成績評定要綱（平成18年3月31日施
行。次号において「評定要綱」という。）の規定に基づく評定点が60点
に満たない評定を受けた工事を施行した件数の合計数が累積して2件と
なった者

(2) 評定要綱の規定に基づく評定点が50点に満たない評定を受けた工事を
施行した者

4 同一の入札について、次の各号のいずれかの関係にある有資格者を1者以
上は、指名しないものとする。

(1) 有資格者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の有資格者の議
決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議
決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

(2) 有資格者と他の有資格者が、同一の会社の議決権保有者である関係

(3) 有資格者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条
第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の有資格
者の取締役を兼ねている関係

(4) 有資格者の取締役と他の有資格者の取締役が、同一の会社の取締役を兼
ねている関係

(5) 前各号の関係に準ずる関係

第8 建設業者等指名審査委員会

1 建設工事等の請負業者の指名の適正を期するため、総務部に、建設業者等
指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、総務部長、経済部長、都市整備部長、総務部契約検査課長
及び関係課長をもって組織する。

3 審査委員会に、委員長を置き、総務部長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、都市整備部長がその職務を代理する。

5 審査委員会は、次に掲げる建設工事等の発注方針又は業者を指名する場合

に、委員長が招集するものとする。

(1) 通常型指名競争入札（工事に係る測量等業務については、設計金額2,000万円以上のものに限る。）

(2) 公募型指名競争入札

(3) 一般競争入札

(4) 委員長が特に必要と認める入札

6 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き審査することができない。ただし、委員長が特に急を要するものと認めた場合は、持ち回りによる審査で審査委員会の審査に代えることができる。

7 審査委員会の庶務は、総務部契約検査課が行う。

8 審査委員会の審議は、公開しない。また、何人も審査委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。

第9 雑 則

1 この要綱の運用に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年6月1日以降に起工する建設工事等の業者選定事務から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、平成21年6月1日以降に起工する建設工事等（同要綱第1に規定する建設工事等をいう。）に係る指名業者（同要綱第1に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、同日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第1に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、平成30年6月1日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第1に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和２年４月１日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、令和３年７月５日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和３年７月１２日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、この要綱による改正後の米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱の規定は、令和７年４月１日以後に公表する指名競争入札に係る指名業者（同要綱第１に規定する指名業者をいう。）の選定について適用する。

審査項目の採点基準

- 1 審査項目の採点の配分は、次表のとおりとする。(第6－1関係)

区分	工事成績	指名 件数	受注量	適性
配点	50	10	40	10

- 2 採点の基準は次表のとおりとする。(第6－1関係)

ただし、当該工種における前年度の発注件数が5件に満たない場合は、各指名項目の算定は行わない。

(1) 工事成績

過去4年間における市工事に係る工事成績の2分の1とする。ただし、工事実績のない業者については31点とする。

(2) 指名件数

前年度等級別工種別平均指名回数を分母、当該年度指名回数を分子として次表により採点する。

前年度等級別工種別平均指名回数 に対する当該年度指名回数の割合	評点
100%以上	0
90%以上100%未満	1
80%以上90%未満	2
70%以上80%未満	3
60%以上70%未満	4
50%以上60%未満	5
40%以上50%未満	6
30%以上40%未満	7
20%以上30%未満	8

10%以上20%未満	9
10%未満	10

(3) 受注量

前年度等級別工種別平均受注額を分母、当該年度受注額を分子として次表により採点する。

前年度等級別工種別平均受注額 に対する当該年度受注額の割合	評点
100%以上	0
90%以上100%未満	4
80%以上90%未満	8
70%以上80%未満	12
60%以上70%未満	16
50%以上60%未満	20
40%以上50%未満	24
30%以上40%未満	28
20%以上30%未満	32
10%以上20%未満	36
10%未満	40

(4) 適性

10点を基準とし、次の場合に加減を行う。

- ① 前年度に当該工種に係る60点以下の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 △5点（適性に係る審査項目の合計点が0点を限度とする。）
- ② 前年度に当該工種に係る90点以上の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場合 5点（1件を限度とする。）

別表1（第3－1、第4関係）

区分	土木一式工事（一般）	建築一式工事（一般）	電気及び管工事
A級	2,000万円以上	6,000万円以上	2,000万円以上
B級	2,000万円未満 1,000万円以上	6,000万円未満	2,000万円未満
C級	1,000万円未満		

備考 建築一式工事（一般）のB級の4,000万円以上の工事については、次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- （1） 審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。

- (2) 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事（一般）	新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事
A級	2,000万円以上	1,000万円以上
B級	2,000万円未満	1,000万円未満

備考 建築一式工事（一般）のB級の1,000万円以上の工事については、次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- (1) 審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。
- (2) 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。

別表2（第3－1関係）

区分	土木一式工事（一般）		建築一式工事（一般）		電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
A級		1,500万円以上				
B級	3,000万円未満		7,000万円未満		2,500万円未満	
C級	1,500万円未満					

備考 建築一式工事（一般）のB級の5,000万円以上の工事については、次の（1）又は（2）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- (1) 審査基準日において、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る1級技術職員を1人以上有すること。
- (2) 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において3か月以上継続し

て雇用されていることをいう。) な雇用関係にある当該工種に係る 1 級技術職員を 1 人以上有すること。

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事（一般）		新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A 級				
B 級	2,400 万円未満		1,200 万円未満	

備考 建築一式工事（一般）の B 級の 1,200 万円以上の工事については、次の（１）又は（２）のいずれかに該当することを条件に付して発注を行う。

- （１） 審査基準日において、建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値の通知に記載された当該工種に係る 1 級技術職員を 1 人以上有すること。
- （２） 入札参加申込み時において、直接的かつ恒常的（当該時点において 3 か月以上継続して雇用されていることをいう。）な雇用関係にある当該工種に係る 1 級技術職員を 1 人以上有すること。

別表 3（第 4、第 5－1、第 6 関係）

設計金額	指名業者数
1,000 万円未満	8
1,000 万円以上 7,000 万円未満	9
7,000 万円以上 15,000 万円未満	10
15,000 万円以上	11